

証券コード 4448
2024年3月8日
(電子提供措置の開始日2024年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区西新橋一丁目1番1号
WeWork 日比谷 FORT TOWER
C h a t w o r k 株式会社
代表取締役兼社長上級執行役員CEO 山本正喜

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://corp.chatwork.com/ja/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも
掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし
て、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を
選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数
ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議
案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月26日（火曜日）午後7時までには到着するようご
送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるようインターネットに
よるライブ配信を行います。ライブ配信では議決権の行使や質問、動議を行うことはできません
ので、あらかじめご了承ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区西新橋一丁目6番15号
NS虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）A P 虎ノ門 11階 ルームB
※昨年と会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第20期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の改定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参の上、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎当日のお土産の配布につきましては、行っておりません。
 - ◎カメラやスマートフォン、携帯電話等による会場内及びライブ配信内容の撮影や録音は、ご遠慮ください。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び定款第17条の規定に基づき、以下の事項を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。なお、書面交付請求された株主様へご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。以下の事項につきましては、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトをご確認いただきますようお願い申し上げます。

- ・事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- ・事業報告の「会計監査人の状況」
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎株主総会決議通知の発送は取り止め、本株主総会の結果は以下の当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

当社ウェブサイト：<https://corp.chatwork.com/ja/ir/meeting/>

◎本株主総会のインターネットライブ中継・事前質問のご案内については、以下の当社ウェブサイトに掲載させていただく予定ですのでご確認ください。

当社ウェブサイト：<https://corp.chatwork.com/ja/ir/shareholders/meeting-2024.html>

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

少子高齢化が進む日本社会において、社会福祉を支え国際競争力を上げるにあたり労働生産性の向上が最大の焦点となっています。特に日本の労働人口の68.8%を占める中小企業（注1）において労働生産性は長期で伸び悩んでおり、低労働生産性の根本原因となっております。労働生産性向上にはIT投資(DX)が重要であります。リテラシーや予算の問題が大きき投資が進んでおらず、92%以上の中小企業（注2）がDXに取り組めていないのが現状であります。

そのような環境において当社グループは「働くをもっと楽しく、創造的に」というミッションのもと、人生の大半を過ごすことになる「働く」という時間において、ただ生活の糧を得るためだけでなく、1人でも多くの方がより楽しく、自由な創造性を存分に発揮できる社会を実現することを目指し、仕事の効率化や創造的な働き方を実現するサービスの開発・提供に取り組んでおります。

このミッションのもと、主力サービスであるビジネスチャットツール「Chatwork」は国内中小企業を中心とした顧客企業の労働生産性の向上や働き方の多様性を提供しており、国内利用者数NO1（注3）のサービスとなります。Chatworkの販売戦略としましては、当社ビジネスチャットの強みである社内外がシームレスにつながるオープンプラットフォーム性と無料からはじめられるフリーミアムの特性によるネットワーク効果を活かしたPLG戦略を軸にユーザーの拡大を進めております。また、サービス品質の向上及び連携サービスの充実による無料ユーザーの有料化に加えまして、カスタマーサクセスによる初期活用支援を強化し、課金ID数、ARPUの拡大を目指します。2023年7月には既存ユーザーを含む全ユーザーに対して新料金を適用し、ARPUの大幅な向上を見込んでおります。

また、中長期のビジョンとしてこのビジネスチャットの中小企業市場における圧倒的なシェアを背景に、あらゆるビジネスの起点となるビジネス版スーパーアプリとしてプラットフォーム

フォーム化していくことでさらなる中小企業のDX化に貢献してまいります。当連結会計年度より顧客の業務効率と生産性向上をサポートするため、経理業務や労務業務等のノンコア業務について、ソフトウェアの提供にとどまらずそれらの業務のビジネスプロセスそのものをサービスとして提供するBPaaS事業を開始いたしました。具体的には、2023年2月にクラウド型就業管理・人事評価システム、労務アウトソーシングを提供する株式会社ミナジンを連結子会社化し、2023年6月には、当社にてバックオフィスの非専門領域全般の支援等を行うChatwork アシスタントをリリースしており、さらなる事業拡大を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,485,207千円(前連結会計年度比41.2%増)、営業損失は684,706千円(前連結会計年度は719,273千円の営業損失)、経常損失は693,534千円(前連結会計年度は724,720千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は600,608千円(前連結会計年度は687,151千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

(Chatworkセグメント)

セグメント売上高は6,297,246千円(前連結会計年度比44.1%増)、セグメント損失は724,672千円(前連結会計年度は775,766千円のセグメント損失)となりました。なお、当セグメントが当社グループの主力事業であり、本社機能も含めて各間接費の全てが当セグメントの維持・拡大のために費やされていることから、間接費の全額を当セグメントにおける費用として計上しております。

(セキュリティセグメント)

セキュリティセグメントにつきましては、引き続き当社としては積極的な事業拡大を行わない方針としております。セグメント売上高は187,960千円(前連結会計年度は224,334千円の売上高)、セグメント利益は39,965千円(前連結会計年度比29.3%減)となりました。

(注1) 中小企業庁「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者総数」2016年6月調査

(注2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業のDX推進に関する調査」2022年5月調査

(注3) Nielsen NetView 及びNielsen Mobile NetView Customized Report 2023年5月度調べ月次利用者 (MAU:Monthly Active User) 調査。調査対象はChatwork、Microsoft Teams、Slack、

LINE WORKS、Skypeを含む44サービスをChatwork株式会社にて選定。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は、477,464千円であります。主な内訳は、自社利用のソフトウェアの開発で477,107千円であります。

なお、これらの設備所要資金は自己資金にてまかなっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はございません。

(4) 対処すべき課題

当社グループとして捉えている対処すべき主要課題は以下のとおりです。

① ユーザビリティの更なる向上

当社グループの主要サービス「Chatwork」が今後も継続的な成長を果たしていくためには、より幅広い業種・業態の顧客に支持されるとともに、継続的に選ばれる必要があると考えております。そのためには、当該サービスの優位性となっているユーザビリティの維持向上が不可欠であると認識しております。今後とも顧客のニーズの変化を迅速に把握し、継続的なユーザー・インターフェースの改善や製品機能強化により、競合他社との差別化を図ってまいります。

② 顧客基盤の拡大

労働生産性向上に対する社会的要請、在宅ワークの普及に伴い、ビジネスチャットツールは国内企業において導入に対する期待が急速に高まっているものと認識しております。

自然流入と顧客ユーザーからの紹介による無料ユーザー（フリーミアムユーザー）の獲得を中心としており、サービス品質の向上により拡大を図ってまいります。また、業界ごとの深い理解を元にした提案活動を行い、既に展開している士業や介護、建設等の業種ごとの人脈やネットワークを活用した営業アプローチの推進を拡大、推進してまいります。

顧客の拡大に伴う当社グループの人員、サポート体制の整備および、販促活動を行うことが、中長期の事業成長のために必要と判断し、マーケティング費用の投入を行う予定です。なお、マーケティング費用に関しましてはこれまで同様、費用対効果を見極めながら、適宜

コントロールしてまいります。

③ サービスの付加価値向上

当社グループが競争優位性を確保しながら持続的に成長するためには、前述のユーザビリティ向上に加えて、サービスの提供する付加価値を高め、高い継続率を確保することが重要であると認識しております。当社グループでは顧客の業務効率と生産性向上をサポートするため、経理業務や労務業務等のノンコア業務について、ソフトウェアの提供にとどまらずこれらの業務のビジネスプロセスそのものをサービスとして提供するBPaaS事業を展開しており、ビジネスチャットでのコミュニケーションを超えた領域においても顧客のDXを推進することで付加価値を高めております。

また、データやAI活用や新たな提供サービスの開発・展開を推進することで、「Chatwork」のビジネスインフラとしての価値向上に努めるとともに、収益基盤を強化してまいります。

④ セキュリティの継続的な向上

当社の提供するビジネスチャットツールは、ビジネスコミュニケーションの根幹となるインフラ機能であるため、継続利用の前提としてセキュリティの確保は必要不可欠であります。当社では、自社による監視体制のみならず、外部業者による脆弱性の確認を継続的に実施し、必要な対策をとることでセキュリティの向上に努めております。当該対策には終わりはないと認識しており、今後も継続してセキュリティ向上に向けた対応を行ってまいります。

⑤ 優秀な人材の確保と育成

当社グループが持続的に成長するためには、優秀な人材を数多く確保・育成することが重要であると認識しております。特にサービス利便性及び機能の向上のためには、優秀なエンジニアの継続的な採用が課題であると認識しております。

当社は、従業員の多様な働き方を推進することで求職者への提供価値を高め、採用力を強化するとともに、既存人材の能力及び技術の向上のため、教育・研修体制の充実化を進めていく方針であります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社の提供する「Chatwork」サービスは、顧客ビジネスのインフラとなり得る機能であ

り、当該サービスの普及・利用にあたっては顧客企業よりインフラ提供会社である当社への信頼が獲得できるかが重要な点であると考えております。そのため当社では個人情報管理体制をはじめ、アクセス制限等のシステム統制、当社自身の内部統制体制の強化等を継続して検討・推進していくことで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図り、顧客からの信頼を獲得できるよう努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2020年度 第17期	2021年度 第18期	2022年度 第19期	2023年度 (当連結会計年度) 第20期
売 上 高	(千円)	2,424,339	3,372,285	4,593,178	6,485,207
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	208,206	△696,188	△687,151	△600,608
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	5.66	△18.72	△17.33	△14.95
総 資 産	(千円)	2,535,066	5,168,034	5,400,387	6,364,812
純 資 産	(千円)	1,790,222	3,402,962	2,869,931	2,482,874

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式を除いた株式数に基づき算出しております。
2. 第18期より連結計算書類を作成しております。
3. 第17期の親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失については、当社単体の当期純利益又は当期純損失を記載しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値であります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

(2023年12月31日現在)

会社名	住所	資本金	当社の議決権比率	主要なサービス内容
Chatworkストレージテクノロジー株式会社	東京都港区	56,000千円	51%	クラウドストレージ事業
株式会社ミナジン	大阪府大阪市	65,210千円	100%	給与計算アウトソーシング事業

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
Chatworkセグメント	<ul style="list-style-type: none">・ Chatwork・ Chatworkアシスタント・ 送客・アライアンス・ 広告・ クラウド型就業管理・人事評価システム、労務アウトソーシング・ クラウドストレージ
セキュリティセグメント	<ul style="list-style-type: none">・ ESET

(8) 主要な営業所

(2023年12月31日現在)

名称	所在地
本店 (東京オフィス)	東京都港区西新橋一丁目1番1号 WeWork 日比谷 FORT TOWER
大阪オフィス	大阪府大阪市北区堂島一丁目5番17号 株式会社ミナジン内

(注) 当社は、2023年7月1日付で本店所在地を「大阪府大阪市北区梅田二丁目6番20号パシフィックマークス西梅田5階」から「東京都港区西新橋一丁目1番1号WeWork日比谷FORT TOWER」へ変更しております。

(9) 従業員の状況

(2023年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
398名	84名増	35.18歳	2.6年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時雇用者数は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金額(千円)
株式会社三井住友銀行	523,500
株式会社商工組合中央金庫	500,000
株式会社日本政策金融公庫	189,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	120,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	40,627,295株
(3) 株主数		12,529名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社Fun&Creative	20,530,400 株	50.56%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,683,000 株	9.07%
山 本 正 喜	1,526,454 株	3.75%
CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENT	1,191,500 株	2.93%
山 口 勝 幸	1,013,495 株	2.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	989,900 株	2.43%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	784,123 株	1.93%
井 上 直 樹	344,633 株	0.84%
住友生命保険相互会社	270,000 株	0.66%
株式会社日本カストディ銀行（信託B口）	269,400 株	0.66%

(注) 1. 持株比率は、自己株式（25,201株）を控除して計算しております。

2. 株式会社Fun&Creativeは、当社代表取締役である山本正喜氏がその株式を保有する資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	13,227株	3名
社外取締役（監査等委員を除く。）	3,463株	1名
監査等委員	2,595株	3名

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

名称 (付与決議日)	区分及び 保有者数	新株予約権 1個当たりの 発行価額	新株予約権 1個当たりの 行使価額	新株 予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	権利行使期間
第3回新株予約権 (2018年3月27日)	取締役（監査等 委員及び社外取 締役を除く。）2 名	無償	50,000円	1,880個	普通株式 376,000株	自2018年3月27日 至2028年3月26日
第4回新株予約権 (2018年12月18日)	取締役（監査等 委員及び社外取 締役を除く。）2 名	無償	50,000円	300個	普通株式 60,000株	自2018年12月18日 至2028年12月17日
第6回新株予約権 (2019年2月8日)	取締役（監査等 委員及び社外取 締役を除く。）1 名	無償	50,000円	280個	普通株式 56,000株	自2019年2月8日 至2029年2月7日

(注) 当社は、2019年5月22日開催の取締役会決議により、2019年6月19日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年12月31日現在)

地位及び担当	氏名	職名及び重要な兼職の状況
代表取締役兼 社長上級執行役員	山本正喜	CEO
取締役兼 上級執行役員	井上直樹	CFO Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社取締役 株式会社ミナジン取締役
取締役兼 上級執行役員	福田升二	COO Nintホールディングス株式会社社外取締役
取締役	宮坂友大	Capital T合同会社代表社員
取締役 (監査等委員)	村田雅幸	パブリックゲート合同会社代表社員 株式会社スマレジ社外監査役 株式会社リグア社外取締役
取締役 (監査等委員)	早川明伸	弁護士法人トラスト 早川・村木経営法律事務所代表弁護士 HENNGE株式会社監査役 株式会社モンスターラボホールディングス監査役
取締役 (監査等委員)	福島史之	株式会社メルカリ取締役 (監査委員) ファインディ株式会社監査役 株式会社鹿島アントラーズFC監査役

- (注) 1. 取締役村田雅幸、早川明伸及び福島史之の各氏は、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任しました。
2. 取締役宮坂友大、村田雅幸、早川明伸及び福島史之の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部監査部門から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 監査等委員村田雅幸氏は、大阪証券取引所及び東京証券取引所での長年の経験により、資本市場の求めるガバナンス体制や経営管理体制への豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。
5. 監査等委員早川明伸氏は、長年にわたる企業法務分野における弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。
6. 監査等委員福島史之氏は、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事し、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しております。
7. 当社は、取締役宮坂友大、村田雅幸、早川明伸及び福島史之の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社では、迅速かつ円滑な業務の執行と経営判断の実現のため、上級執行役員・執行役員制度を導入しております。なお、上級執行役員・執行役員は各4名であり、取締役を兼務していない上級執行

役員・執行役員は以下のとおりです。

氏名	職名
鷲本真章	上級執行役員CHRO兼ピープル本部長
田中佑樹	執行役員兼プロダクト本部長
齊藤慎也	執行役員兼コミュニケーションプラットフォーム本部長
岡田亮一	執行役員兼インキュベーション本部長
長谷晋介	執行役員兼コーポレート本部長

(2) 当事業年度中に退任した取締役
該当事項はございません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において、以下のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。

【基本方針】

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬は、経営戦略と連動し持続的な成長を推進することで、中長期的な当社グループの企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の対象取締役の報酬の決定に際しては職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、対象取締役の報酬は、固定報酬、短期的な業績連動報酬及び中長期のインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成し、以下の方針にしたがい決定する。

【固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針】

固定報酬の具体的な額については、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、担当職務、貢献度に応じて、当社の業績、経済状況等を考慮しながら、総合的に勘案し、毎期、更新し決定する。

【短期的な業績連動報酬(金銭報酬)に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の個人別の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針】

短期的な業績連動報酬の具体的な額については、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、前年度の当社（及び当社の関係会社）の予算達成率、対象取締役の貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案し、毎期、更新し決定する。なお、短期的な業績連動報酬の支給対象者は、社外取締役を除く取締役とする。

【譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬等、業績連動報酬等)の内容及びその個人別の報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針】

譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）は、一定期間継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として譲渡制限を解除する「譲渡制限付株式Ⅰ」と、当該条件に加え、中期経営計画の業績目標の達成度等によって譲渡制限を解除する譲渡制限付株式の数が決定される「譲渡制限付株式Ⅱ」の双方又はいずれか一方を付与することができるものとし、その内容は株主総会で決議された内容の範囲内で決定する。個々の対象取締役に対する付与数については、役位、担当職務、貢献度等を考慮しながら、株主総会で決議された報酬額及び株式数の上限の範囲内において、総合的に勘案し、毎期、更新し決定する。また、譲渡制限付株式Ⅱを付与する場合における譲渡制限を解除する譲渡制限付株式の数については、当社の中期経営計画の業績目標である売上高成長率等の達成度や取締役会においてあらかじめ設定したその他の業績目標・指標の達成度に応じて決定する。

【種類別の報酬割合の決定に関する方針】

対象取締役の種類別の報酬割合については、役位、担当職務、貢献度のほか、当社の業績、過去に付与した非金銭報酬等を総合的に勘案し、毎期、適切な割合を更新し決定する。

【取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針】

固定報酬については月例とし、短期的な業績連動報酬については特段の事情がない限り株主総会実施月の翌月から12ヶ月間均等額を支給するものとし、譲渡制限付株式報酬の付与については特段の事情がない限り定時株主総会后遅滞なく行うものとする。

【取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項】

個々の対象取締役の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役兼社長上級執行役員CEOである山本正喜がその具体的内容について委任を受け、決定する権限を有するもの

とする。代表取締役兼社長上級執行役員CEO山本正喜は、上記方針にしたがい、株主総会で決議された報酬総額及び株式数の上限の範囲内において、個々の対象取締役の固定報酬の額、短期的な業績連動報酬の額並びに譲渡制限付株式報酬の額及び株式数を算定し、監査等委員会に報告の上、決定する。

なお、取締役会は、代表取締役兼社長上級執行役員CEO山本正喜が各取締役の業務執行状況全般を把握しており、総合的に取締役の評価を実施することができることから、取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任を行うことが適切であると判断している。

【当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由】

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各取締役に期待される役割と責任を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が基本方針に基づき作成した報酬案を監査等委員会が確認した上で最終決定するとともに、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が基本方針と整合していることを確認しており、基本方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役に対する報酬等の額は、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200,000千円以内（うち社外取締役は年額50,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とし、監査等委員である取締役の報酬額を、社外取締役分も含めて年額50,000千円として、ご承認いただいております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の金銭報酬債権を、年額120,000千円以内（うち社外取締役は年額20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とし、監査等委員である取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の金銭報酬債権を、年額20,000千円以内として、ご承認いただいております。

当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	75,785千円 (6,999千円)	56,508千円 (3,000千円)	19,276千円 (3,999千円)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17,247千円 (17,247千円)	14,250千円 (14,250千円)	2,997千円 (2,997千円)	3 (3)
監査役 （うち社外監査役）	3,600千円 (3,600千円)	3,600千円 (3,600千円)	—	3 (3)
合計 （うち社外役員）	96,633千円 (27,846千円)	74,358千円 (20,850千円)	22,274千円 (6,996千円)	9 (6)

(注)

1. 取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬制度として、毎年1回、取締役会決議を経て、対象者に対し普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てを行います。当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とします。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は取締役（監査等委員である取締役を除く）について年額120,000千円以内（うち社外取締役は年額20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とし、当社の普通株式について発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年116,000株以内（うち社外取締役23,200株以内）とし、監査等委員である取締役について年額20,000千円以内、当社の普通株式について発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年23,200株以内とします。

2. 当社は、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会の決議に基づき、同日付で、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等には、監査等委員会設置会社への移行前における取締役に対する報酬等を含んでいます。

4. 監査等委員である取締役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであり、監査役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものです。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	宮坂友大	Capital T合同会社代表社員	重要な取引その他の関係はございません。
社外取締役 (監査等委員)	村田雅幸	パブリックゲート合同会社代表社員 株式会社スマレジ社外監査役 株式会社リグア社外取締役	重要な取引その他の関係はございません。
社外取締役 (監査等委員)	早川明伸	弁護士法人トラスト 早川・村木経営 法律事務所代表弁護士 HENNGE株式会社監査役 株式会社モンスターラボホールディングス監査役	重要な取引その他の関係はございません。
社外取締役 (監査等委員)	福島史之	株式会社メルカリ取締役 (監査委員) ファインディ株式会社監査役 株式会社鹿島アントラーズFC監査役	重要な取引その他の関係はございません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況 並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宮坂友大	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席しました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	村田雅幸	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会4回、監査等委員会12回の全てに出席しました。証券取引所での豊富な経験と幅広い見識から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	早川明伸	当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会12回の全てに出席しました。弁護士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	福島史之	当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会12回の全てに出席しました。公認会計士としての監査実務経験と専門的見地から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言・提言を行っております。

(注)

1. 当社は、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会の決議に基づき、同日付で、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。上表の監査等委員会への出席回数は、当該移行後の期間に係るものであり、監査役会の出席回数は当該移行前の期間に係るものであります。
2. 社外取締役 (監査等委員) 早川明伸氏及び福島史之氏は、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会において選任されたため、出席対象取締役会の回数は、就任後に開催されたものです。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査等委員及び上級執行役員・執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当期に係る会計監査人としての報酬等の額 61,500千円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 61,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の附議事項とすることを取締役会へ請求いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しています。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として企業理念及び社内規程を定めるとともに内容について役職員に浸透を図る。

ii 監査等委員会は「監査等委員会規程」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよ

う取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。

- iii 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i 当社グループは、取締役の職務執行に関する重要な情報・決定事項等を法令及び社内規程に従い、適切に保存、管理する。
- ii 取締役は必要に応じてこれらの保存情報を閲覧することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社グループはコーポレートリスクの適切な把握を目的として、取締役会又は他の会議体にて当社グループとして管理すべきリスク項目の洗い出しと、継続的な状況確認を実施する。
- ii なおリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を統括責任者とした緊急事態対応体制を敷き、早期の回復に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 当社グループは毎月1回の定例取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ii 当社グループは規程にて各組織の業務分掌並びに職位に応じた職務権限を定めるとともに、当該規程に従って担当役員及び各組織長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。

⑤監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項

- i 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会で協議の上、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置する。

- ii 当該補助使用人に対する監査等委員会からの指示については、監査等委員以外の取締役並びに所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。
 - iii 当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑥取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査等委員会への報告に関する体制
- i 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査等委員会に遅滞なく報告する。
 - ii 監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - iii 監査等委員会に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役社長等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
- ⑦監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会の職務執行に必要な費用は、会社が実費を負担する。
- ⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 取締役は、監査等委員会が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者及び会計監査人を含む外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
 - ii 監査等委員会は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
- ⑨反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- i 当社グループは、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを社内規程に定め、全ての取締役並びに使用人に周知徹底す

る。

- ii 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①取締役会において、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全て出席いたしました。
- ②監査等委員会は、監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び内部監査担当者、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査担当者は、内部監査活動計画に基づき、当社グループの各部門の業務執行の監査、内部統制監査を行いました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を適切に行なっていくことが重要であると認識しておりますが、現段階では、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,216,966	流動負債	2,546,641
現金及び預金	2,102,487	未払金	273,017
売掛金	432,075	未払費用	216,809
貯蔵品	6,396	未払法人税等	43,990
商品	210	未払消費税等	140,455
前払費用	608,346	契約負債	1,565,770
預け金	35,173	預り金	524
その他流動資産	32,529	従業員預り金	16,230
貸倒引当金	△254	賞与引当金	26,113
固定資産	3,147,845	短期借入金	1,300
有形固定資産	11,080	1年内返済予定の長期借入金	262,336
建物	5,119	その他流動負債	93
工具、器具及び備品	5,960	固定負債	1,335,296
無形固定資産	2,290,216	長期借入金	1,114,924
ソフトウェア	465,353	繰延税金負債	148,097
ソフトウェア仮勘定のれん	353,270	退職給付に係る負債	2,274
顧客関連資産	1,029,292	長期未払金	70,000
電話加入権	441,029	負債合計	3,881,937
投資その他の資産	1,270	(純資産の部)	
投資有価証券	846,549	株主資本	2,482,874
敷金及び保証金	190,384	資本金	2,748,254
繰延税金資産	45,386	資本剰余金	2,734,114
長期前払費用	176,689	利益剰余金	△2,999,405
長期預金	82,187	自己株式	△88
その他	350,000	非支配株主持分	-
	1,900	純資産合計	2,482,874
資産合計	6,364,812	負債・純資産合計	6,364,812

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,485,207
売上原価		2,341,817
売上総利益		4,143,390
販売費及び一般管理費		4,828,096
営業損失		684,706
営業外収益		
受取利息	93	
成金収入	2,497	
ポイント収入	7,933	
投資事業組合運用益	1,442	
雑収入	595	12,562
営業外費用		
支払利息	15,934	
為替差損	2,335	
株式交付費	641	
コミットメントファイ	749	
支払保証料	1,106	
固定資産除却損	345	
雑損失	277	21,391
特別損失		693,534
減損損失	109,061	
投資有価証券評価損	24,000	133,061
税金等調整前当期純損失		826,596
法人税、住民税及び事業税	5,550	
法人税等調整額	△192,629	△187,079
当期純損失		639,517
非支配株主に帰属する当期純損失		38,908
親会社株主に帰属する当期純損失		600,608

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,622,024	2,607,884	△2,398,796	△88	2,831,023
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	126,229	126,229			252,459
親会社株主に 帰属する当期純損失			△600,608		△600,608
自己株式の取得				—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	126,229	126,229	△600,608	—	△348,148
当期末残高	2,748,254	2,734,114	△2,999,405	△88	2,482,874

(単位：千円)

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	38,908	2,869,931
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		252,459
親会社株主に 帰属する当期純損失		△600,608
自己株式の取得		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△38,908	△38,908
連結会計年度中の変動額合計	△38,908	△387,057
当期末残高	—	2,482,874

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 …… 2社
- ②連結子会社の名称 …… Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社
株式会社ミナジン

(連結の範囲の変更)

株式会社ミナジンは、2023年1月31日付で株式の100%を取得したことから当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

a.商品、貯蔵品 …… 先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

b.その他有価証券

・市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

ただし、投資事業組合等については、投資事業組合等の事業年度の財務諸表に基づいて、当社の持分相当額を純額で計上しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

a.有形固定資産

- ・建物 … 定額法
- ・工具、器具及び備品 … 定率法

なお、主な耐用年数は下記の通りであります。

- ・建物 … 8年～22年
- ・工具、器具及び備品 … 3年～10年

b.無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

- ・ソフトウェア …………… 3年～5年
- ・顧客関連資産 …………… 10年

③重要な引当金の計上基準

a.貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b.賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年の定額法により償却しております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

a.繰延資産の処理方法

- 株式交付費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。
- 新株予約権発行費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。

b.収益認識及び費用の計上基準

- ・ Chatworkセグメント
アカウント事業

アカウント事業における主要な履行義務は、ビジネスチャットツール「Chatwork」のサービス提供であります。当該サービス提供において、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

プラットフォーム事業

プラットフォーム事業における主要な履行義務は、顧客が「Chatwork」をビジネスインフラとして活用するための、ビジネスチャットをかけ合わせた周辺サービスの提供や、広告サービスの提供であります。当該サービス提供において、履行義務が一時点で充足されるものはサービス提供時点で収益を認識し、履行義務が時の経過につれて充足されるものは、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。また、顧客へのサービス提供において、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該対価から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

・セキュリティセグメント

セキュリティセグメントにおける主要な履行義務は、セキュリティ対策ソフトウェアの仕入販売であります。当該履行義務においては、顧客にソフトウェアの販売を行った時点で収益を認識しております。また、顧客へのサービス提供において、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該対価から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

c.退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額を、退職給付に係る負債として計上しております。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算においては、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、当該会計方針の変更により、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれん及び顧客関連資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	1,029,292千円
顧客関連資産	441,029千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

子会社株式取得時に識別したのれん及び顧客関連資産について、10年の定額法により償却を実施しておりますが、のれん及び顧客関連資産の対象事業の収益性が悪化する等の減損の兆候がある場合、当該事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより減損損失の認識の判定を行っております。

取得原価のうちののれん及び顧客関連資産に配分された金額が相対的に多額であったことから、当連結会計年度において、のれん及び顧客関連資産を含むChatworkストレージテクノロジー株式会社および株式会社ミナジンに属する資産について減損の兆候を識別しております。

減損損失の認識の判定において利用する割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎とし、その期間経過後は将来の不確実性を考慮した成長率を基に算定しております。当該事業計画においては、新規顧客獲得数、解約率、販売単価、将来費用の予測等の重要な仮定を用いております。当連結会計年度において、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシ

ユ・フローの総額が帳簿価額を上回るために、減損損失の認識は不要と判断しております。

当該事業計画の仮定に変動が生じることで、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合は減損損失を認識する可能性があり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	11,080千円
無形固定資産 (のれん及び顧客関連資産を除く)	819,894千円
減損損失 (のれん及び顧客関連資産を除く)	109,061千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは固定資産について、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づいて資産のグルーピングを行っております。資産グループの収益性が悪化する等の減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の判定を行っております。

減損損失の認識の判定において利用する割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎とし、新規顧客獲得数、解約率、販売単価、将来費用の予測等の重要な仮定を用いております。当連結会計年度において、Chatworkセグメントの営業損失は継続してマイナスとなっていることから、当社グループは当該セグメントに属する資産について減損の兆候を識別し、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較しております。当連結会計年度において、Chatworkセグメントに属する連結子会社であるChatworkストレージテクノロジーズ株式会社の無形固定資産のソフトウェアについて、当初予定していた収益が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失109,061千円を特別損失として計上しております。その他の固定資産については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るために、減損損失の認識は不要と判断しております。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、当該使用価値は将来キャッシュ・フローに基づき算定しております。

当該事業計画の仮定に変動が生じることで、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額

を下回った場合は追加の減損損失を認識し、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(3) 投資有価証券の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
投資有価証券(非上場株式)	170,662千円
投資有価証券(投資事業組合への出資)	19,722千円
投資有価証券評価損	24,000千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券は市場価格のない株式等であり、超過収益力等を反映した取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。当社では、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減額処理を行うこととしております。

実質価額の著しい下落の判断にあたっては、発行会社の事業計画等を基礎とし、業績の推移、事業計画の進捗状況、将来の成長性等を総合的に勘案しております。当連結会計年度において、投資有価証券に係る取得原価と実質価額の状況を把握した結果、一部の銘柄において実質価額の著しい下落が認められたため減額処理を行っております。減額処理を行っていない銘柄については、将来の不確実な経済条件の変動等により、投資有価証券の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	176,689千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するか否かで判断し

ております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、将来加算一時差異の十分性等を考慮して判断しております。

課税所得の見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎とし、新規顧客獲得数、解約率、販売単価、将来費用の予測等の重要な仮定を用いております。

当該事業計画の仮定に変動が生じた場合、課税所得の見積りに変化が生じ、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

長期預金	350,000千円
------	-----------

(注) (3)財務制限条項1.に記載の借入金にかかる担保資産となります。

②担保に係る債務

1年以内返済予定の長期借入金	102,000千円
----------------	-----------

長期借入金	161,500千円
-------	-----------

計	263,500千円
---	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 48,735千円

(3) 財務制限条項

1.当社は、Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社の株式取得のため、株式会社三井住友銀行と2021年7月1日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次の通りであります。

借入金残高	263,500千円
-------	-----------

なお、当該契約には下記の財務制限条項が付されております。

①2024年12月期以降、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益、経常損益、及び当期純損益をいずれも損失としないこと。

②株式会社三井住友銀行の事前の書面による承諾なしに、当社のChatworkストレージテク

ノロジーズ株式会社に対する出資比率を51.0%(間接保有を含み、潜在株式等を含む)より下回らせないこと。

2.当社は、株式会社ミナジンの株式取得のため、株式会社三井住友銀行と2023年3月31日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次の通りであります。

借入金残高 260,000千円

なお、当該契約には下記の財務制限条項が付されております。

- ①四半期毎の業績資料にて、連結貸借対照表に記載される現金及び預金の金額を有利子負債以上維持すること。
- ②株式会社三井住友銀行の事前の書面による承諾なしに、当社の株式会社ミナジンに対する出資比率を100%(間接保有を含み、潜在株式等を含む)より下回らせないこと。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 40,627,295株
- (2) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び株式数
普通株式 1,993,800株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ①金融商品に対する取り組み方針
当社グループは、資産運用については預金、預け金等の安全性の高い金融資産で行っており、資金調達については取締役会承認に基づき決定する方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。
 - ②金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金、並びに長期預金は金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金はいずれも1年以内の入金期日であり、契約等に従ってリスク管理を行っています。敷金及び保証金は各オフィスの賃貸借契約に伴うものであります。

また、営業債務である未払金、預り金は1年以内の支払期日であります。法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。未払消費税等は1年以内に納付期限が到来するものであります。従業員預り金は2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

長期借入金(1年内返済予定含む)は、子会社株式の取得資金及び運転資金であります。なお、財務制限条項が付されており、資金調達に係る流動性リスクに影響を及ぼす可能性があります。また、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

なお、長期末払金は、子会社株式の取得(条件付き取得対価)に係るものであり、金利の変動リスクには晒されておりません。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの売掛金の多くがクレジットカード決済であり信用リスクにおいてはクレジットカード会社にて担保されております。長期借入金の金利変動リスクについては、金利動向を随時把握し適切に管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*2)	時価(*2)	差額
(1) 敷金及び保証金	36,342	32,271	△4,070
(2) 長期預金	350,000	349,566	△433
(3) 長期借入金	(1,114,924)	(1,086,798)	△28,125
(4) 長期末払金	(70,000)	(69,929)	△70

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」、「従業員預り金」、「1年内返済予定の長期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*3)連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(*4)投資有価証券は、投資事業有限責任組合出資金及び非上場株式であり、市場価格がないことから、上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資金	19,722
非上場株式	170,662

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	32,271	-	32,271
長期預金	-	349,566	-	349,566
長期借入金	-	1,086,798	-	1,086,798
長期未払金	-	69,929	-	69,929

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、元金の合計金額を新規預け入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、元利金の合計額を支払予定時期に基づいた残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	Chatworkセグメント	セキュリティセグメント	
一時点で移転される財	249,191	187,960	437,152
一定の期間にわたり移転される財	6,048,055	-	6,048,055
顧客との契約から生じる収益	6,297,246	187,960	6,485,207
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	6,297,246	187,960	6,485,207

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2)会計方針に関する事項 ⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項 b.収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた契約負債の残高等

契約負債は、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、995,838千円であります。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
契約負債	995,838	1,565,770

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	61.15円
1株当たり当期純損失金額	14.95円

9. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による連結子会社新設)

当社は、2024年2月9日開催の取締役会において、当社グループのBPaaS (Business Process as a Service) 事業である当社のChatwork アシスタントサービス及び当社出資比率100%の連結子会社である株式会社ミナジン株式を、新設分割 (以下「本分割」) の方法により、当社が新たに設立する新設分割設立会社 (以下「新会社」) に承継させることを決議しました。本分割により、株式会社ミナジンは、当社の100%連結子会社から、新会社の100%子会社となり、当社の孫会社となります。詳細は2024年2月9日付けにて開示した「会社分割 (簡易新設分割) による子会社設立に関するお知らせ」をご参照下さい。

(1)本分割の目的

当社は、顧客の業務効率と生産性向上をサポートするため、経理業務や労務業務等のノンコア業務について、ソフトウェアの提供にとどまらずそれら業務のビジネスプロセ

スそのものをサービスとして提供するBPaaS事業を展開して参りました。具体的には、2023年2月にクラウド型就業管理・人事評価システム、労務アウトソーシングを提供する株式会社ミナジンを連結子会社化し、2023年6月には、当社にてバックオフィスの非専門領域全般の支援等を行うChatwork アシスタントをリリースいたしました。

今後、当社としてBPaaS事業を拡大していくにあたり、BPaaS事業を別法人にて行うものとするグループ体制の再構築を行うことで、経営の効率化や市場環境の変化に柔軟に対応できる機動的な事業運営を実現し、当社グループの企業価値の更なる向上を目指すことを目的としております。

(2)本分割により新設される企業の名称

株式会社kubellパートナー

(3)会社分割する事業の内容及び規模

①会社分割する事業の内容

BPaaS事業

②会社分割する事業が属するセグメント

Chatworkセグメント

③会社分割する事業の経営成績（2023年12月期）

当社のBPaaS事業に係る売上高 46,837千円

④分割する資産、負債の項目及び金額（2023年12月末時点）

※実際に分割される資産・負債の金額は、上記金額に本分割の効力発生日までの増減を加除したものになります。

資産		負債	
流動資産	506,693千円	流動負債	36,225千円
固定資産	683,233千円	固定負債	70,000千円
合計	1,189,926千円	合計	106,225千円

(4)本分割の方式

本分割は、当社を分割会社とし、新会社を承継会社とする簡易新設分割であり、新会社は、当社の100%連結子会社となる予定です。

(5)本分割の日程

効力発生日	2024年4月1日（予定）
-------	---------------

※本分割は、会社法第805条に規定する簡易分割であるため、株主総会承認決議を経ずに実施いたします。

10. その他

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ミナジン
事業の内容	給与計算アウトソーシング 就業管理システムの企画、販売

②企業結合を行った主な理由

本取引により、当社が中期経営計画に掲げたビジネス版スーパーアプリの実現に向け、人事労務領域のサービス拡張が可能となります。ビジネスチャットというコミュニケーションツールと人事労務領域サービスの連携による高付加価値なサービスを顧客に提供することで、さらなる価値提供に繋げることを目指します。また、両サービスは主要顧客が中小企業という特徴を有しており、相互の顧客基盤の拡大による収益貢献、コスト効率化というシナジーが期待できると判断しております。さらに将来的には、ITツールの利用のみでは解決できない他領域において、ミナジン社のノウハウを生かすことが可能と考えております。

③企業結合日

2023年2月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

企業結合日に取得した議決権比率 100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2)連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年2月1日から2023年12月31日まで

(3)被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得に伴い支出した現金及び預金	600,000千円
条件付取得対価	70,000千円
取得原価	670,000千円

(4)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 13,233千円

(5)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

856,000千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却期間

10年間にわたる均等償却

(6)企業結合日に受け入れた資産及び受け入れた負債の額並びにその主な内訳

資産		負債	
流動資産	104,658千円	流動負債	220,230千円
固定資産	35,438千円	固定負債	361,583千円
合計	140,096千円	合計	581,814千円

(7)企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該事業年度以降の会計処理方針

①条件付取得対価の内容

業績連動型のアーンアウト方式を採用しており、被取得企業の今後3年間の業績達成度合いに応じて取得時に支出した600,000千円に加え最大370,000千円が支払われる可能性があります。

②会計方針

取得対価の変動が発生した場合には、取得時に変動したものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしています。

(8)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに償却期間

顧客関連資産 385,000千円 償却期間 10年

(9)企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流 動 資 産	3,262,124	流 動 負 債	2,276,506
現 金 及 び 預 金	1,919,415	未 払 金	230,763
売 掛 金	327,912	未 払 費 用	178,137
貯 蔵 品	6,069	未 払 法 人 税 等	43,633
前 払 費 用	573,406	未 払 消 費 税 等	124,928
預 け 金	35,173	契 約 負 債	1,507,686
関係会社短期貸付金	350,000	預 り 金	482
その他流動資産	50,146	従 業 員 預 り 金	10,453
固 定 資 産	2,974,706	賞 与 引 当 金	18,421
有 形 固 定 資 産	6,128	1年内返済予定の長期借入金	162,000
建 物	1,825	固 定 負 債	931,500
工具、器具及び備品	4,302	長 期 借 入 金	861,500
無 形 固 定 資 産	818,624	長 期 未 払 金	70,000
ソ フ ト ウ ェ ア	465,353	負 債 合 計	3,208,006
ソフトウェア仮勘定	353,270	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,149,953	株 主 資 本	3,028,823
投資有価証券	190,384	資 本 金	2,748,254
関係会社株式	1,199,083	資 本 剰 余 金	2,734,114
敷金及び保証金	34,775	資 本 準 備 金	2,734,114
長期前払費用	79,021	利 益 剰 余 金	△2,453,455
関係会社長期貸付金	120,000	利 益 準 備 金	3,535
長期預金	350,000	その他利益剰余金	△2,456,990
繰延税金資産	176,689	繰越利益剰余金	△2,456,990
資 産 合 計	6,236,830	自 己 株 式	△88
		純 資 産 合 計	3,028,823
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,236,830

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,615,089
売上原価	1,745,653
売上総利益	3,869,435
販売費及び一般管理費	4,202,727
営業損失	333,292
営業外収益	
受取利息	3,433
投資事業組合運用益	1,442
助成金収入	2,247
ポイント収入額	7,933
雑収入	206
営業外費用	
支払利息	12,914
株式交付費	641
為替差損	2,335
コミットメントファイ	749
雑損	163
経常損失	334,833
特別損失	
投資有価証券評価損	24,000
税引前当期純損失	358,833
法人税・住民税及び事業税	4,807
法人税等調整額	△176,689
当期純損失	186,951

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	2,622,024	2,607,884	2,607,884
事業年度中の変動額			
新株の発行	126,229	126,229	126,229
当期純損失			
自己株式の取得			
事業年度中の変動額 合計	126,229	126,229	126,229
当期末残高	2,748,254	2,734,114	2,734,114

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	3,535	△2,270,039	△2,266,504	△88	2,963,315	2,963,315
事業年度中の変動額						
新株の発行					252,459	252,459
当期純損失		△186,951	△186,951		△186,951	△186,951
自己株式の取得				-	-	-
事業年度中の変動額 合計	-	△186,951	△186,951	-	65,508	65,508
当期末残高	3,535	△2,456,990	△2,453,455	△88	3,028,823	3,028,823

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

ただし、投資事業組合等については、投資事業組合等の事業年度の財務諸表に基づいて、当社の持分相当額を純額で計上しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物 …………… 定額法

工具、器具及び備品 …………… 定率法

なお、主な耐用年数は下記の通りであります。

建物 …………… 8年～22年

工具、器具及び備品 …………… 3年～10年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記の通りであります。

ソフトウェア（自社利用） …… 3年

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

①Chatworkセグメント

a.アカウント事業

アカウント事業における主要な履行義務は、ビジネスチャットツール「Chatwork」のサービス提供であります。当該サービス提供において、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

b.プラットフォーム事業

プラットフォーム事業における主要な履行義務は、顧客が「Chatwork」をビジネスインフラとして活用するための、ビジネスチャットをかけた周辺サービスの提供や、広告サービスの提供であります。当該サービス提供において、履行義務が一時点で充足されるものはサービス提供時点で収益を認識し、履行義務が時の経過につれて充足されるものは、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。また、顧客へのサービス提供において、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該対価から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

②セキュリティセグメント

セキュリティセグメントにおける主要な履行義務は、セキュリティ対策ソフトウェアの仕入販売であります。当該履行義務においては、顧客にソフトウェアの販売

を行った時点で収益を認識しております。また、顧客へのサービス提供において、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該対価から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。

新株予約権発行費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

連結計算書類「連結注記表 会計方針の変更に関する注記」に記載した内容と同一であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	6,128千円
無形固定資産	818,624千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (2)固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(2) 投資有価証券の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
投資有価証券(非上場株式)	170,662千円
投資有価証券(投資事業組合への出資)	19,722千円
投資有価証券評価損	24,000千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (3)投資有価証券の評価」に記載した内容と同一であります。

(3) 関係会社投融資の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	1,199,083千円
関係会社短期貸付金	350,000千円
関係会社長期貸付金	120,000千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び関係会社貸付金は、連結子会社であるChatworkストレージテクノロジー株式会社並びに株式会社ミナジンに対するものであります。

関係会社株式は市場価格のない株式であり、超過収益力等を反映した取得原価をもって貸借対照表価額とし、実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行うこととしております。関係会社貸付金については、関係会社の財政状態が悪化し、債権の回収に重大な問題が発生する可能性が高い場合には、個別に貸倒引当金を計上することとしております。

実質価額の著しい下落及び貸倒引当金の計上の判断については、関係会社の事業計画を基礎とした将来の成長性、財政状態を考慮しており、新規顧客獲得数、解約率、販売単価、将来費用の予測等の重要な仮定を用いております。関係会社の財政状態等を総合的に判断した

結果、関係会社株式の減損処理、関係会社貸付金に対する貸倒引当金の計上は不要と判断しております。

関係会社の業績の悪化等により、関係会社株式の減損処理、関係会社貸付金に対する貸倒引当金の計上が必要となった場合は、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

(4) 繰延税金資産の回収可能性

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (4)繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

長期預金 350,000千円

(注) (4)財務制限条項1.に記載の借入金にかかる担保資産となります。

②担保に係る債務

1年以内返済予定の長期借入金 102,000千円

長期借入金 161,500千円

計 263,500千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 40,091千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務(区分表示したものを除く)

①短期金銭債権 21,629千円

②短期金銭債務 3,970千円

(4) 財務制限条項

1.当社は、Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社の株式取得のため、株式会社三井住友銀行と2021年7月1日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次の通りであります。

借入金残高 263,500千円

なお、当該契約には下記の財務制限条項が付されております。

①2024年12月期以降、各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益、経常損益、及び当期純損益をいずれも損失としないこと。

②株式会社三井住友銀行の事前の書面による承諾なしに、当社のChatworkストレージテクノロジーズ株式会社に対する出資比率を51.0%(間接保有を含み、潜在株式等を含む)より下回らせないこと。

2.当社は、株式会社ミナジンの株式取得のため、株式会社三井住友銀行と2023年3月31日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次の通りであります。

借入金残高 260,000千円

なお、当該契約には下記の財務制限条項が付されております。

①四半期毎の業績資料にて、連結貸借対照表に記載される現金及び預金の金額を有利子負債以上維持すること。

②株式会社三井住友銀行の事前の書面による承諾なしに、当社の株式会社ミナジンに対する出資比率を100%(間接保有を含み、潜在株式等を含む)より下回らせないこと。

(5) 保証債務

株式会社ミナジンの金融機関からの下記借入債務に対し、保証を行っております。

借入金残高 166,060千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

①営業取引による取引高

売上高	9,669千円
その他の営業取引高	39,001千円

(2) 営業取引以外の取引による取引高	3,341千円
---------------------	---------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	25,201株
------	---------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産（固定）

減価償却費	137,448千円
資産除去債務	212千円
未払事業税	10,252千円
未払事業所税	1,636千円
譲渡制限付株式報酬費用	40,945千円
貸倒引当金	59千円
賞与引当金	5,080千円
投資有価証券評価損	7,348千円
商標権	1,766千円
繰越欠損金	655,072千円
繰延税金資産小計	859,823千円
評価性引当額	△683,133千円
繰延税金資産合計	176,689千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社	(所有) 直接51.0	役員の兼任	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 長期貸付金	120,000
子会社	株式会社ミナジン	(所有) 直接100	役員の兼任	資金の貸付 (注1)	430,000	関係会社 短期貸付金	350,000
				債務保証 (注2)	166,060	—	—

(注1)資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2)株式会社ミナジンの銀行借入につき債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。なお、取引金額は債務保証の期末残高を記載しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	井上 直樹	(被所有) 直接0.8	当社取締役	新株予約権の 行使 (注1)	12,000	—	—
役員	福田 升二	(被所有) 直接0.4	当社取締役	新株予約権の 行使 (注1)	12,000	—	—

(注1)新株予約権の行使は、2018年3月27日及び2019年2月8日の取締役会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株あたり純資産額	74.60円
1株あたり当期純損失金額	4.65円

10. 重要な後発事象に関する注記

会社分割による連結子会社新設について、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載しておりますので、注記を省略しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

12. その他

企業結合等関係について、連結注記表「その他」に記載しておりますので、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

Chatwork株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 拓 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Chatwork株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Chatwork株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

Chatwork株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 拓 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Chatwork株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

Chatwork株式会社 監査等委員会

監査等委員 村田雅幸[㊞]

監査等委員 早川明伸[㊞]

監査等委員 福島史之[㊞]

(注) 監査等委員村田雅幸、早川明伸及び福島史之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社の主力サービスである「Chatwork」は、2011年3月のローンチ以降、順調に利用者数が増加し、2023年現在、ID数は600万超、43万社超で利用される国内最大級のビジネスチャットです。加えて、顧客の業務効率と生産性向上をサポートするため、経理業務や労務業務等のノンコア業務について、ソフトウェアの提供にとどまらずそれらの業務のビジネスプロセスそのものをサービスとして提供するBPaaS事業を展開しております。2023年からは、BPaaSの「Chatwork アシスタント」をローンチし、順調に顧客数が伸びています。

このような状況において、当社は、ビジネスチャットの顧客基盤を活かし、よりお客様と社会に深い価値を届けていくべく、新たな中期ビジョンとして「中小企業No.1BPaaSカンパニー」を掲げました。これは、少子高齢化が進む日本において、「働く」の領域で大きな価値提供を実現できる企業体へと変革するという強い決意によるものです。このような決意のもと、グループ企業が一体となりさらなる成長を目指すため、この度、現行定款第1条（商号）を改め、当社の商号を「株式会社kubell」に変更するものであります。

(2) 当社事業の現状に即し事業内容の明確化を図るとともに、当社の事業領域の拡大及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について、事業目的の追加をするものであります。

(3) その他、文言の微調整を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更につきましては、本定時株主総会終結の時をもって、効力が発生するものとします。ただし、第1条（商号）の変更は、附則第2条に従い、2024年7月1日をもって効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、Chatwork株式会社と称し、 英文ではChatwork Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の各業務を営むことを目的と する。 1. ～ 22. (条文省略)</p> <p>(新設) (新設) 23. ～ 24. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社kubellと称し、 英文ではkubell Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の各業務を営むことを目的と する。 1. ～ 22. (現行どおり) <u>23. 助成金・補助金の申請サポート</u> <u>24. インターネットを活用した業務・就労環境構 築及びその構築支援</u> <u>25. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業</u> <u>26. ～ 27. (現行どおり)</u></p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>第2条 第1条(商号)の変更は、2024年7月1日をも って効力を生ずるものとし、本条は、商号変更の効 力発生日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	やまもと まさき 山本 正喜 (1980年12月16日生)	2004年4月 株式会社テレウェイブ（現株式会社アイフラッグ）入社 2005年4月 当社入社 取締役CTO 2018年6月 当社代表取締役兼社長執行役員CEO兼CTO 2020年7月 当社代表取締役兼社長執行役員CEO 2023年10月 当社代表取締役兼社長上級執行役員CEO（現任）	22,056,854株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	いのうえ なおき 井上 直樹 (1973年10月28日生)	<p>1998年4月 株式会社アサツーディ・ケイ 入社 2002年11月 株式会社ローランドベルガー 入社 2004年4月 デルジャパン株式会社 入社 2006年12月 レノボジャパン株式会社 入社 2008年2月 株式会社リクルートホールディングス 入社</p> <p>2012年10月 Indeed Inc. 出向 2015年8月 Hotspring Ventures Ltd.取締役 2017年11月 当社入社CFO兼コーポレートサポート本部長 2018年3月 当社執行役員CFO 2019年3月 当社取締役兼執行役員CFO 2019年10月 当社取締役兼執行役員CFO兼コーポレート本部長 2021年7月 Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社取締役(現任) 2021年10月 当社取締役兼執行役員CFO 2023年1月 株式会社ミナジン取締役(現任) 2023年10月 当社取締役兼上級執行役員CFO(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社取締役 株式会社ミナジン取締役</p>	344,633株
3	ふくだ しょうじ 福田 升二 (1980年1月29日生)	<p>2004年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2013年1月 株式会社エス・エム・エス入社 2018年7月 同社執行役員 2019年1月 当社社外取締役 2020年4月 当社入社 執行役員兼事業推進本部長 2020年7月 当社執行役員CSO兼ビジネス本部長 2020年9月 Nintホールディングス株式会社社外取締役(現任) 2021年7月 Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社代表取締役 2022年3月 当社取締役兼執行役員CSO兼ビジネス本部長 2022年4月 当社取締役兼執行役員COO兼ビジネス本部長 2023年1月 当社取締役兼執行役員COO 2023年1月 株式会社ミナジン取締役 2023年10月 当社取締役兼上級執行役員COO(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 Nintホールディングス株式会社社外取締役</p>	181,180株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	みやさか ともひろ 宮坂 友大 (1982年10月28日生)	2006年4月 SBIホールディングス株式会社入社 2008年8月 GMO VenturePartners株式会社入社 2013年11月 同社パートナー 2013年12月 同社取締役 2015年4月 当社社外取締役 2019年4月 Capital T合同会社代表社員（現任） 2019年5月 当社社外取締役退任 2021年3月 当社社外取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 Capital T合同会社代表社員	11,168株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 代表取締役山本正喜氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Fun&Creativeが所有する株式数を含んでおります。
3. 代表取締役山本正喜氏は、当社の親会社等であります。同氏は、同氏の資産管理会社である株式会社Fun&Creativeにおいて代表取締役の地位にあります。
4. 宮坂友大氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。なお、それ以前に同氏は4年間当社の社外取締役でした。
5. 宮坂友大氏は社外取締役候補者であります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
6. 宮坂友大氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が経営に関する深い理解と見識があり、当社の当面の事業展開のみならず、長期的展開について大所高所からのアドバイスを期待でき、さらに、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できるからであります。
7. 当社は、宮坂友大氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約に基づく責任の限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、各候補者の任期途中である2024年11月22日に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<small>くまくら あきこ</small> 熊倉 安希子 (1978年9月27日生) 【新任】	2003年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2017年4月 熊倉公認会計士事務所所長（現任） 2017年5月 株式会社バンク・オブ・イノベーション社外監査役 2019年12月 同社社外取締役 監査等委員（現任） 2020年9月 株式会社ギックス社外監査役（現任） 2022年5月 株式会社やる気スイッチグループホールディングス社外取締役 【重要な兼職の状況】 熊倉公認会計士事務所所長 株式会社バンク・オブ・イノベーション社外取締役監査等委員 株式会社ギックス社外監査役	0株

- (注) 1. 熊倉安希子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 熊倉安希子氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 熊倉安希子氏は社外取締役候補者であります。また、当社は、熊倉安希子氏の選任が承認された場合は、同氏を新たに東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 熊倉安希子氏は、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しております。今般、監査等委員としての立場から新たに当社の経営に参画いただくことで、当社の事業活動の公平・公正な決定及び経営の健全性確保が期待できることから、同氏を監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
5. 当社は、熊倉安希子氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することを予定しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約に基づく責任の限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。
6. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、熊倉安希子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には当該保険

契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、候補者の任期途中である2024年11月22日に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) スキルマトリックス

氏名	地位及び担当	各取締役の知識・経験等							
		企業・事業経営	財務・会計	資本市場・M&A	法務・リスクマネジメント	グローバルビジネス	テクノロジー・トレンド	事業戦略・マーケティング	ESG
山本 正喜	代表取締役兼 社長上級執行 役員CEO	●					●	●	●
井上 直樹	取締役兼上級 執行役員 CFO	●	●	●		●			
福田 升二	取締役兼上級 執行役員 COO	●		●		●		●	
宮坂 友大	社外取締役	●		●		●	●		
熊倉 安希子	社外取締役 (監査等委員)		●	●	●				
村田 雅幸	社外取締役 (監査等委員)	●		●	●				●
早川 明伸	社外取締役 (監査等委員)	●		●	●				●
福島 史之	社外取締役 (監査等委員)		●	●	●	●			

(注) 1. 上記「地位及び担当」の記載内容は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります。

2. チェックされている項目は、各取締役の全ての知識や経験を表すものではありません。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会がEY新日本有限責任監査法人を会計監査人とした理由は、会計監査人交代による新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の会計監査人候補評価・選定基準に照らし求められる専門性、独立性及び品質管理体制を備えていることから、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名	称	EY新日本有限責任監査法人
事	務	所 主たる事務所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー
沿	革	1967年1月 監査法人太田哲三事務所設立 1969年12月 昭和監査法人設立 1985年10月 監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併し、太田昭和監査法人設立 1986年1月 センチュリー監査法人設立 2000年4月 太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和とセンチュリー設立 2001年7月 新日本監査法人に名称変更 2003年8月 アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドとメンバーシップに関する契約を締結 2008年7月 有限責任監査法人に移行し、新日本有限責任監査法人に名称変更 2018年7月 EY新日本有限責任監査法人に名称変更
概	要	出資金 1,158百万円 構成人員 社員 公認会計士 555名 その他 12名 職員 公認会計士 2,575名 公認会計士試験合格者等 1,015名 その他の職員 1,596名 合計 5,753名 関与会社数 3,758社

(2023年12月31日現在)

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることをご承認いただいております。また、当該定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬として年額120,000千円以内（うち社外取締役は年額20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の金銭報酬債権を支給すること（これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年116,000株（うち社外取締役は年23,200株以内））につきご承認いただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」という。）が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する時まで譲渡制限付株式を保有することにより、当社グループの企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、より長期にわたり株主の皆様との価値共有を実現させること、及び対象取締役（社外取締役を除く。以下「対象社内取締役」という。）の報酬と当社の業績との連動性を高めることを目的として、下記のとおり、株式報酬制度を改定いたしたく存じます。

つきましては、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する時に譲渡制限を解除する新たな譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」という。）、及び、一定期間の業績目標の達成度に応じて当該期間の終了後に譲渡制限付株式を付与する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」という。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本議案が原案どおりに承認可決された場合は、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会においてご承認いただいた上記譲渡制限付株式報酬は廃止し、以後同報酬に基づく新たな株式の交付は行わないものといたします（ただし、本議案のご承認までに同報酬の付与及びこれに係る募集株式の発行又は処分について当社取締役会において決議済みのものは除く。）。

現在の対象取締役は4名（うち社外取締役は1名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、引き続き4名（うち社外取締役は1名）となります。なお、下記のとおり、業績連動型の株式報酬である本制度Ⅱの対象者には、社外取締役は含まれません。

記

1. 譲渡制限付株式の発行又は処分の方法

本制度Ⅰ及び本制度Ⅱに基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の

発行又は処分を行う方法

- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法

なお、上記②の方法による場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

2. 譲渡制限付株式の上限数及び上限金額

本制度Ⅰに基づき、対象取締役に対して、譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間116,000株以内（うち社外取締役分は年間23,200株以内）とし、譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額は年額120,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）といたします。また、本制度Ⅱに基づき、各業績評価期間（後述のとおり3事業年度とし、一つの業績評価期間中に他の業績評価期間が重複することはないものとしますので、各業績評価期間の上限は実質的には3事業年度分の上限となります。）に関して、対象社内取締役に對して、譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は812,000株以内とし、譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額は2,000,000千円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上記の上限株式数は、いずれもその比率に応じて調整されるものといたします。

本制度Ⅰ及び本制度Ⅱに基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の上限は、当社グループの企業価値の向上へのコミットメントを高める目的を踏まえ相当な数として決定しております。また、対象取締役に對して譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額の上限は、上記の目的を踏まえて設定していますが、本制度Ⅱにおいては、後述のとおり当社の時価総額に関する業績指標の達成度に応じて付与される株式数が変動する仕組みとすることから、当社の株価が大きく上昇したことにより時価総額が大きく上昇した場合にも対象社内取締役の貢献に報いる十分な株式報酬を付与できるようにするという観点の下、株価の上昇も考慮した必要かつ相当な金額として決定しております。株価が大きく上昇した場合には株主の皆様も利益を得られることや株式数による上限があることから、過大な報酬にはならないと考えています。

なお、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

3. 本制度Ⅰについて

本制度Ⅰは、対象取締役に對し、当社の普通株式に一定期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を付与する制度です。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下

の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」という。）を締結するものいたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」という。）について、本割当株式Ⅰの交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅰ」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限Ⅰを解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限Ⅰを解除する本割当株式Ⅰの数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限Ⅰが解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約Ⅰの違反その他本割当株式Ⅰを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅰを解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限Ⅰが解除された直後の時点においてなお譲渡制限Ⅰが解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

4. 本制度Ⅱについて

【本制度Ⅱの概要】

本制度Ⅱは、当社の取締役会において、基準となる株式数、業績評価期間（以下「評価期間」という。）及び評価期間中の業績指標等を定めて、評価期間終了後に業績指標の達成度に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付する制度です。業績連動型の株式報酬である本制度Ⅱは、対象社内取締役を対象者とし、社外取締役は対象者には含まれません。

評価期間は3事業年度の期間とします。初回の評価期間は、2024年12月31日に終了する事業年度から2026年12月31日に終了する事業年度まで（2024年1月1日～2026年12月31日）とし、以後も、直前の評価期間の終了後に次の評価期間を設定することができるものとします。業績指標は、利益を示す指標その他の当社の経営計画等を踏まえた指標から当社の取締役会において設定しますが、時価総額の上昇が当社の企業価値の向上を示す重要な指標の一つであり、かつ株主の皆様との価値共有と強く結びつくものであるとの考えのもと、本制度Ⅱに基づく報酬金額及び交付株式数の算定において当社の時価総額に関する係数を乗じる仕組みを組み込むものとします。初回の業績指標には、時価総額のほかに、売上高及びEBITDAに関連する指標を用いる予定です。また、対象社内取締役の納税資金を確保する観点から、交付を受ける株式の一部について金銭で支給することができるものとします。

なお、本制度Ⅱは評価期間中の業績目標達成度に応じて譲渡制限付株式の付与及び金銭の支払いを受けるものであることから、その導入時点では、各対象社内取締役に対してこれらを交付又は支給をするか否か並びに交付する株式数及び支給する金銭の額は確定しておりません。

【株式の交付等の条件】

本制度Ⅱにおいては、評価期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、対象社内取締役（評価期間開始後に新たに就任した対象社内取締役を含む。）に対して当社の普通株式の交付及び金銭の支給を行います。

- (1) 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- (2) その他業績連動型譲渡制限付株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後株式の交付前に①対象社内取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合及び②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、並びに当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時

期に、当社の普通株式に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

【譲渡制限等の概要】

本制度Ⅱによる当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象社内取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」という。）を締結するものとし（ただし、対象社内取締役との間で、本制度の適用開始時にあらかじめ以下の内容を含む契約を締結することにより、本割当契約Ⅱの締結を省略できるものとし。）。

- (1) 対象社内取締役は、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」という。）について、本割当株式Ⅱの交付日から当該対象社内取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅱ」という。）。
- (2) 当社は、本割当株式Ⅱの全部について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限Ⅱを解除する。
- (3) 当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、対象社内取締役が法令、社内規則又は本割当契約Ⅱの違反その他本割当株式Ⅱを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式Ⅱの全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅱを解除する。

5. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び対象社内取締役の報酬と当社の業績との連動性を高めることを目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

当社は取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告15頁に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本議案の内容に沿って変更することを予定しております。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

第6号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会において、年額50,000千円以内（社外取締役分を含む。）とすることをご承認いただいております。また、当該定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、株主の皆様との価値共有により、当社グループの企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限付株式報酬として年額20,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること（これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年23,200株以内）につきご承認いただいております。

今般、当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）が当社の取締役を退任する時まで譲渡制限付株式を保有することにより、より長期にわたり株主の皆様との価値共有を実現させ、当社グループの企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブをより一層高めることを目的として、上記の譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬等の内容を下記のとおり改定することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本議案が原案どおりに承認可決された場合は、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会においてご承認いただいた上記譲渡制限付株式報酬は廃止し、以後同報酬に基づく新たな株式の交付は行わないものいたします（ただし、本議案のご承認までに同報酬の付与及びこれに係る募集株式の発行又は処分について当社取締役会において決議済みのものは除く。）。

現在の監査等委員は3名（うち社外取締役は3名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員は4名（うち社外取締役は4名）となります。

記

1. 譲渡制限付株式の付与の方法

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

- ① 取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 監査等委員に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、監査等委員が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法

なお、上記②の方法による場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、監査等委員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

2. 監査等委員に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限金額

本議案に基づき監査等委員に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間23,200株以内、その報酬の総額は年額20,000千円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものいたします。

本議案に基づき、監査等委員に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数の上限及び譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額の上限は、当社グループの企業価値の毀損の防止への

コミットメントを高める目的を踏まえ相当な数として決定しております。

また、各監査等委員への具体的な配分については、監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と監査等委員との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものいたします。

- (1) 監査等委員は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該監査等委員が当社の取締役を退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 監査等委員が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、監査等委員が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、監査等委員が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、監査等委員が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、監査等委員に株主の皆様との価値共有により、当社グループの企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、監査等委員に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。当社の監査等委員の職責は監査業務に限定されるものではなく、取締役としての経営判断も期待されていることから、その割合が金銭報酬に比して過度に高くない限り、監査等委員である取締役に對して業績条件の付されていない自社株報酬を付与することは適切であると考えております。そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区西新橋一丁目6番15号
NS 虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）
AP 虎ノ門 11階 ルームB

※昨年と会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



最寄駅

東京メトロ銀座線

「虎ノ門駅」(9出口)

徒歩約3分

都営三田線

「内幸町駅」(A4a出口)

徒歩約3分

JR・東京メトロ銀座線

「新橋駅」

徒歩約8分

※当会場には専用駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。